

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成19年7月2日

京都市長 榎 本 頼 兼

- 1 届出者の氏名及び住所
有限会社 川長商建
代表取締役 川中 長治
京都市山科区音羽野田町20番地
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
山科トップセンター
京都市山科区音羽野田町20番地
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となる日
平成19年7月19日
- 3 届出年月日
平成19年6月20日

（産業観光局商工部商業振興課）